

<現行法：特定商品預託取引>

定義：指定商品・3か月以上預託+利益提供の取引

<p>【保有物品の預託取引】 ※シェアリングエコノミーを含む</p>
<p>【販売+預託取引】 ※現物まがい商法を含む</p>

<提案：販売預託取引と禁止類型・監視類型>

(運用実績配当型)

(元本保証型)

<p>【A】 (保管・運用あり)</p>	<p>【B】 禁止 (保管・運用あり)</p>
<p>(商品の保管・運用欠如) 【C】 禁止</p>	<p>【過去の現物まがい商法被害】 【D】 禁止</p>

①適用対象：販売+預託取引として定義づけることで、投資取引型に限定し、シェアリングエコノミーへの規制を避ける。

⇒指定商品制・3か月以上預託は削除。預託商品を換金運用型は集団投資スキームと解する。

②商品の保管・運用欠如(現物まがい)取引は罰則により禁止【C+D】

⇒ただし、商品の保管・運用の実態を欠くことの解明は、

行政庁による調査や事業者に対し合理的根拠資料の提出要求等の措置が必要

③元本保証型取引は罰則により禁止【B+D】

⇒元本保証は投資取引の本質的リスクを歪めるものであり、他の法律でも禁止している(出資法2条、金融商品取引法39条、不動産特定共同事業法21条)。

・満期買戻し等の形式的元本保証のほか、利益配当を含む実質的元本保証も対象。

④「販売預託取引」(定義としてはA B C Dを含む)に対し登録制の導入

⇒運用実績配当型で物品の保管・運用ありの取引【A】は持続可能な事業として存在しうる。元本保証型よりも誘引力は低下し、対象事業者は限定的だと考えられる。

・キャンピングカーの購入+レンタル等(購入資金負担軽減型)

・果樹園の区画オーナー制度等(地元産業支援型)

(消費者庁「預託等取引に関する実態等調査」平成30年度委託調査)

⇒次の点から、登録制により継続的に監視する必要性・相当性がある。

⑦不特定多数人から資産を預り運用する事業である(投資取引に対する関連法制との整合性)

⑧配当率を引き上げて元本保証型に変更したり(⇒)、商品不足が生じて保有・運用欠如型に変化するおそれ(↓)がある(違法取引への転化を早期発見)

⑨無登録営業に対し罰則を科すことにより違法業者を早期に抑止。

・無登録業者への行政調査権限・緊急差止命令申立権(金商法187条・192条参照)が必要

⇒開示規制・不当勧誘行為規制に対し行政処分+罰則を規定

⑤被害救済：⇒上記罰則は組織犯罪処罰法による犯罪収益の没収+被害回復制度へ

⇒行政庁による破産申立権